

## 株式会社定款例 (R7.12 修正版)

### (1) 取締役会を設置しない場合の定款例 (非公開会社、現物出資を行わない、農地所有適格法人を想定)

#### 株式会社〇〇〇〇定款

#### 第一章 総 則

##### 【商 号】

第1条 当会社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

- 注 1) 他人が登記した商号と同一であり本店所在場所も同一であるときは、不可（商業登記法第27条）となる。
- 注 2) 名称中「株式会社」なる文字を用いる（必須）。

##### 【目 的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農畜産物の生産販売
2. 農畜産物を原材料とする加工品等の製造・販売
3. 農畜産物の貯蔵、運搬及び販売
4. 農業生産に必要な資材の製造販売
5. 農作業の受託
6. ○〇〇業
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

注) 農地所有適格法人の場合には、営利性のある事業を目的とし「主たる事業が農業（関連事業を含む）」でなければならない。

##### 【本店所在地】

第3条 当会社は、本店を宮城県〇〇郡〇〇町に置く。

注) 本店所在地の記載は最小行政区で良い。なお定款に所在地の住所を地番まで記載した場合は、登記の際に「本店所在地決議書」の添付は不要である。

##### 【公告の方法】

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法とする。

注) 日刊紙で行う場合は「〇〇新聞」や「官報及び〇〇新聞」と定める（本規定がない場合は、『官報に掲載する方法』とみなされる）。

## 第2章 株式

### 【発行可能株式総数】

第5条 当会社の発行可能株式の総数は、〇〇株とする。

注) 本定款例が想定している非公開会社の場合は、発行株式の総数が発行可能株式総数以下であれば良い。

### 【株券の不発行】

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### 【株式の譲渡制限】

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限付株式とする。

2 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

注) 農地所有適格法人の要件を満たすためには、非公開会社として株式の譲渡制限を行う事が必要である。

### 【相続人等に対する株式の売渡し請求】

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。

### 【基準日】

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使できる株主とする。

注) 基準日は、権利行使（定時株主総会における議決権の行使）の日の前3ヶ月以内の日でなければならない。基準日に株主名簿に記載されている株主が、権利行使できる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定する必要がある場合には、取締役の過半数の決定により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 【招 集】

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

注) 法人税の申告期限を考慮して「2ヶ月以内」と定める方法もある。

#### 【招集権者及び議長】

第11条 株主総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

#### 【決議の方法】

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

注) 第2項は、定款変更や合併、解散等のいわゆる「特別決議」に係る決議方法の規定である。株主の出席に関しては、会社法において議決権の過半を有する株主の出席が基本とされているが、定款で3分の1以上と定めることも可能とされている。

#### 【株主総会の議事録】

第13条 株主総会の議事録については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

### 第4章 取締役

#### 【員 数】

第14条 当会社の取締役は、○名以内とする。

注) 取締役会を設置しない場合は、本条文は任意の記載事項である（取締役の員数に係る規定は行わなくとも良い）。

ただし取締役会を設置する場合は、3名以上の取締役を置く必要がある。

#### 【選任方法】

第15条 取締役の選任は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積決議によらないものとする。

**【任期】**

第16条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

注) 取締役の基本的な任期は2年であるが、非公開会社の場合は、定款で定めれば10年まで延伸することが可能である。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

**【代表取締役及び社長】**

第17条 代表取締役は取締役の互選によってこれを定める。

- 2 取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。
- 3 代表取締役を社長とする。

**【報酬】**

第18条 取締役の報酬等については、それぞれ株主総会の決議によって定める。

**第5章 計算****【事業年度】**

第19条 当会社の事業年度は、毎年○月○日から翌年×月×日までとする。

注) 農産物の生産期間等を考慮して定める。1月1日を開始とする場合は、文中の「翌年」という文字を削除する。

**【剰余金の配当等】**

第20条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者(以下「株主等」という。)に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

注) 剰余金の配当請求権は、定款に規定がなければ10年で時効が成立するが、通常では長すぎるため、定款の規定で期間を短縮するもの。

## 第6章 附 則

### 【設立に際して出資される財産】

第21条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は〇〇円とする。

注) 会社設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載する。

### 【最初の事業年度】

第22条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和〇〇年〇月〇〇日までとする。注) 第19条で定めた事業終了月日を記載する。

### 【設立時取締役及び設立時代表取締役】

第23条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

#### 設立時取締役

A . . . .

B . . . .

C . . . .

宮城県 . . . . . 番地

設立時代表取締役 A . . . . .

### 【発起人の住所、氏名及び引受株式】

第24条 発起人の住所、氏名及び各発起人が設立に際して、引き受けた株式の数は次のとおりである。

(住 所)	宮城県	番地
	普通株式	株 (氏名)

(住 所)	宮城県	番地
	普通株式	株 (氏名)

(住 所)	宮城県	番地
	普通株式	株 (氏名)

(以下、略)

**【定款に定めのない事項】**

第 25 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社〇〇〇〇を設立するため、この定款を作成し発起人が次に記名押印する。

注)「記名押印」とした場合は氏名は印字して良いが、「署名押印」とした場合は、全員自署する。

令和〇〇年 〇月 〇日

注 1) 「本店所在地決議書」、「払込証明書」に記載の年月日と同一とする。

注 2) 公証人役場に提出する日か、前日の日付。

発起人 A 印

発起人 B 印

発起人 C 印

注) 実印を押す（印鑑証明書の添付）。



注) 発起人全員の訂正印（実印）を末尾に、横一列に実印で押印する（各ページ、各カ所の訂正印として有効）。

## (2) 取締役会と監査役を設置する場合の定款例

(非公開会社、現物出資を行わない、農地所有適格法人を想定)

## 株式会社〇〇〇〇定款

## 第一章 総 則

## 【商 号】

第1条 当会社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

注1) 他人が登記した商号と同一であり本店所在場所も同一であるときは、不可（商業登記法第27条）となる。

注2) 名称中「株式会社」なる文字を用いる（必須）。

## 【目 的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農畜産物の生産販売
2. 農畜産物を原材料とする加工品等の製造・販売
3. 農畜産物の貯蔵、運搬及び販売
4. 農業生産に必要な資材の製造販売
5. 農作業の受託
6. 〇〇〇業
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

注) 農地所有適格法人の場合には、當利性のある事業を目的とし「主たる事業が農業（関連事業を含む）」でなければならない。

## 【本店所在地】

第3条 当会社は、本店を宮城県〇〇郡〇〇町に置く。

注) 本店所在地の記載は最小行政区で良い。なお定款に所在地の住所を地番まで記載した場合は、登記の際に「本店所在地決議書」の添付は不要である。

## 【公告の方法】

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法とする。

注) 日刊紙で行う場合は「〇〇新聞」や「官報及び〇〇新聞」と定める（本規定がない場合は、『官報に掲載する方法』とみなされる）。

## 第2章 株式

### 【発行可能株式総数】

第5条 当会社の発行可能株式の総数は、〇〇株とする。

注) 本定款例が想定している非公開会社の場合は、発行株式の総数が発行可能株式総数以下であれば良い。

### 【株券の不発行】

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### 【株式の譲渡制限】

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限付株式とする。

2 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

注) 農地所有適格法人の要件を満たすためには、非公開会社として株式の譲渡制限を行う事が必要である。

### 【相続人等に対する株式の売渡し請求】

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。

### 【基準日】

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

注) 基準日は、権利行使（定時株主総会における議決権の行使）の日の前3ヶ月以内の日でなければならない。基準日に株主名簿に記載されている株主が、権利を行使できる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定する必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 【招 集】

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

注) 法人税の申告期限を考慮して「2ヶ月以内」と定める方法もある。

#### 【招集権者及び議長】

第11条 株主総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

#### 【決議の方法】

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

注) 第2項は、定款変更や合併、解散等のいわゆる「特別決議」に係る決議方法の規定である。株主の出席に関しては、会社法において議決権の過半を有する株主の出席が基本とされているが、定款で3分の1以上と定めることも可能とされている。

#### 【株主総会の議事録】

第13条 株主総会の議事録については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

#### 【取締役会の設置】

第14条 当会社は、取締役会を置く。

注) 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、会計監査人又は委員会を置くことができる。

取締役会を置く場合は、株主総会と取締役会の権限の区分を具体的に明確化することが必要である。

#### 【監査役の設置】

第15条 当会社は、監査役を置く。

### 【取締役及びの監査役の員数】

第16条 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

注) 取締役会を設置する会社は、取締役を3名以上置く必要がある。

### 【選任方法】

第17条 当会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積決議によらないものとする。

### 【取締役及び監査役の任期】

第18条 取締役及び監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

注) 取締役の基本的な任期は2年であり、監査役の基本的な任期は4年であるが、非公開会社の場合は、定款で定めれば各々の任期を10年まで延伸することが可能である。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

### 【代表取締役及び役付取締役】

第19条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任される。

2 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を1名選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することが出来る。

注) 取締役会設置会社では、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することが必要。また、代表取締役に加えて、定款に明記することで役付取締役も設けることが一般的。

### 【取締役会の招集】

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

4 取締役及び監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

注) 取締役会の開催は、原則として会日の一週間前までに通知を発しなければならないが、定款で定める場合はこれより短い日数とすることができます。また取締役及び監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで開催できるとされている（会社法第 368 条）。

#### 【取締役会の決議方法】

第 21 条 取締役会の決議は、議決に加わることの出来る取締役の過半が出席し、その過半数をもって行う。

#### 【取締役会の決議の省略】

第 22 条 取締役が取締役会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 【取締役会の議事録】

第 23 条 取締役会の議事については、法令の定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

#### 【取締役及び監査役の報酬等】

第 24 条 取締役及び監査役の報酬等については、それぞれ株主総会の決議によって定める。

### 第 5 章 計 算

#### 【事業年度】

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年○月○日から翌年×月×日までとする。

注) 農産物の生産期間等を考慮して定める。1 月 1 日を開始とする場合は、文中の「翌年」という文字を削除する。

#### 【剰余金の配当等】

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者（以下「株主等」という。）に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

注) 剰余金の配当請求権は、定款に規定がなければ 10 年で時効が成立するが、通常では長すぎるため、定款の規定で期間を短縮するもの。

## 第6章 附 則

## 【設立に際して出資される財産】

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額（最低額）は〇〇円とする。

注) 会社設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載する。

## 【最初の事業年度】

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和〇〇年〇月〇〇日までとする。

## 【設立時取締役及び設立時代表取締役】

第29条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

## 設立時取締役

A . . . . .

B . . . . .

C . . . . .

宮城県 . . . . . . . . . 番地

設立時代表取締役 A

## 【発起人の氏名、住所及び引受株式】

第30条 発起人の住所、氏名及び各発起人が設立に際して、引き受けた株式の数は次のとおりである。

(住 所)	宮城県	番地
	普通株式	株 (氏名)

(住 所)	宮城県	番地
	普通株式	株 (氏名)

(住 所)	宮城県	番地
	普通株式	株 (氏名)

(以下、略)

**【定款に定めのない事項】**

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社〇〇〇〇を設立するため、この定款を作成し発起人が次に記名押印する。

(注)「記名押印」とした場合は氏名は印字して良いが、「署名押印」とした場合は、全員自署する。

令和〇〇年〇月〇日

(注1)「本店所在地等決議書」、「払込証明書」に記載の年月日と同一とする。

(注2)公証人役場に提出する日か、前日の日付。

発起人 A 印 (注)実印を押す(印鑑証明書の添付)。

発起人 B 印

発起人 C 印

印

印

印

(注)発起人全員の訂正印(実印)を末尾に、横一列に実印で押印する(各ページ、各カ所の訂正印として有効)。